

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

### 告 示

○福島県環境影響評価技術指針を改定した件

## 規 則

福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十四号

#### 福島県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「一万キロワット以上又は風車が十五台」を「七千キロワット」に改め、「出力が七千キロワット以上二万キロワット未満又は風車が十台以上十四台以下である風力発電所の設置の工事の事業」及び「出力が七千キロワット以上二万キロワット未満又は風車が十台以上十四台以下である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業」を削り、同表の十五の項中「大気汚染防止法」を「（大気汚染防止法）に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

別表第二中「第三十四条」の下に、「第三十六条の三」を加え、同表十三の項中

発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
風車の台数	風車の台数が十パーセント以上増加しないこと。

発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。

に改める。

風車の台数	風車の台数が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
風車の高さ	風車の高さが十パーセント以上増加しないこと。

別表第三の十三の項中

加し	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
百メ	風車の高さ	風車の高さが十パーセント以上増減しないこと。
象事	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
減し		

### 附 則

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、別表第一の十五の項の改正規定及び別表第二の改正規定（「第三十四条」の下に、「第三十六条の三」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号。

以下「条例」という。)第五条第一項の規定によりなされている届出に係る第二区分事業(条例第二条第三項に規定する第二区分事業をいう。)であつて、条例第五条第三項に規定する措置がとられていないものうち改正後の福島県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の規定により条例第二条第二項の規則で定める事業に該当することとなるものは、改正後の規則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、条例第二条第三項の規則で定める事業とみなす。

(環境共生課)

告 示

福島県告示第四百十三号

福島県環境影響評価条例(平成十年福島県条例第六十四号)第四条第二項の規定により、福島県環境影響評価技術指針を改定した。この改定に係る関係図書は、福島県生活環境部環境共生総室環境共生課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

福島県知事

佐藤 雄平

(環境共生課)